

第2次みどり市教育大綱

～一人一人が輝くきめ細やかな教育を～

平成30年10月

群馬県みどり市

I 大綱改定の趣旨

平成 27 年 4 月に施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」により、各地方公共団体の長は、教育基本法に基づき策定された国の「教育振興基本計画」における基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとされました。

みどり市においても、平成 27 年 10 月に「みどり市教育大綱」を策定し、本市のめざすべき教育の実現に取り組んできたところです。

また、教育基本法において、地方公共団体の努力義務とされた、「教育振興基本計画」の策定については、市総合計画の教育分野において、目指す姿を数値目標として定めており、この部分を「教育振興基本計画」と位置付けております。

この「みどり市教育大綱」が平成 29 年度末をもって終了することから、新たに「第 2 次みどり市教育大綱」を策定するところですが、「第 2 次みどり市総合計画」が平成 30 年 6 月に決定されたことから、その整合性を保ちながら策定作業を進め、平成 30 年 10 月に「第 2 次みどり市教育大綱」（以下「大綱」という。）を策定しました。

II 大綱の位置づけ

- (1) この大綱は、平成 27 年 4 月 1 日に改正施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 に規定するものです。
- (2) 今後は、この大綱に沿って、市と教育委員会がこれまで以上に意志の疎通を図りながら教育行政を進めていきます。
- (3) 第 2 次みどり市総合計画（計画期間 2018 年度～2027 年度）を踏まえ改定しました。

III 大綱の期間

この大綱が対象とする期間は、第 2 次みどり市総合計画（前期基本計画）との整合性を図るため、2018 年度から 2022 年度までの 5 年間とします。

年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
総合計画				基本構想(10 年間)						
						後期基本計画（5 年間）				
	前期基本計画（5 年間）									
教育大綱		大綱（5 年間）								

Ⅳ みどり市教育の基本理念

『一人一人が輝くきめ細やかな教育を』

本市は、第2次みどり市総合計画においても、「輝く人、輝くみどり、豊かな生活創造都市」を市の将来像として掲げ、教育分野においては、「人を育て、文化をはぐくむまちづくり」を基本目標としております。

一人一人が輝き、夢と志を持ち、可能性に挑戦できるよう、きめ細やかな教育の充実を図り、生涯にわたって活躍する市民の育成を目指します。

V 大綱の基本目標

第2次みどり市総合計画に基づき、以下に掲げる6つの目標の実現を図ります。

1. 生涯学習の推進

- (1) 多くの市民が生涯を通じて学習に取り組めるよう、生涯学習機会と文化芸術鑑賞の機会を提供します。
- (2) 主体的な学習を推進するため、生涯学習活動の拡充と情報・資料の提供を行います。
- (3) 生涯学習を支える体制の整備や場の提供を行います。
- (4) 学習情報の提供と充実した学習相談の充実を図ります。

2. 教育の充実（※自然環境の保全、放射線対策の推進を含む）

- (1) 幼稚園では、確かな学力の基礎づくりや豊かな心の育成、健康な生活と体力の基礎づくりを推進します。
- (2) 学校では、望ましい教育課程の編成・実施を行い、児童生徒の能動的な学習への参加を取り入れた授業改善を進め、確かな学力の向上に努めます。
- (3) 学校では、道徳教育を推進し、郷土の優れた教育資源の活用や特色ある事業を通して豊かな心の育成に努めます。
- (4) 学校では計画に基づいた体力づくりを進めるとともに、健康増進のための保健指導を充実させ、児童生徒の健やかな体の育成に努めます。
- (5) 「生きる力」を身につけた幼児児童生徒を育成するため、研修や研究への支援を行い、教職員の指導力と資質向上に努めます。
- (6) 幼児児童生徒が、安心・安全で快適な環境の中で学ぶことができる教育環境の整備と充実を図ります。

3. 文化財の保護と活用

- (1) 文化財を適正に保護し、後世に継承できるよう努めます。
- (2) 文化財がよく知られ、活かせるよう啓発を図ります。
- (3) 博物館・展示施設の適切な維持管理を行います。

4. 市民スポーツの充実

- (1) スポーツ活動の拠点となる体育施設の充実を図り、市民が安全・快適に利用できるスポーツ活動の場を提供します。
- (2) 2028年に群馬県開催が内々定した国民体育大会開催に向けて機運を醸成するとともに、各種スポーツ大会や教室等の開催により、スポーツ活動への参加機会を増やし、競技スポーツの活性化や気軽に親しむことができる生涯スポーツの推進を図ります。
- (3) 体育協会やスポーツ少年団などの組織を支援し、スポーツ活動の継続的な活性化を図るとともに、指導者の育成や競技スポーツ活動者の増加を目指します。

5. 安全な暮らしの推進

- (1) 地域全体で青少年の健全育成に取り組めます。

6. 人権尊重の推進

- (1) 人権教育・啓発に関する基本計画に基づき、差別や偏見などのない、人権尊重のまちづくりを推進します。

VI 大綱の基本目標達成に向けた取組み

この大綱の基本目標を着実に達成するため、教育委員会においては、「第2次みどり市総合計画」の基本事業に基づき実施する重点施策を毎年度当初に「みどり市教育行政方針」としてまとめます。また、各年度終了後、取組の効果や課題等を「みどり市教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書」にまとめ、その結果を市民に公表するとともに、次年度以降の取組に反映させていただきます。